#### JRに法的責任あり/ 1047名 新たな局し1へ







新署名運動 開始

国鉄

改憲・戦争と 労働法制大改悪を 打ち破ろう!

## 国鉄1047名闘争の新たな出発

## 国鉄分割・民営化に決着つける時が来た!

山本弘行 (国鉄闘争全国運動呼びかけ人)



をして「不採用 たり全 集会の当 2004 国 日に 年に 各 地 10 0 基準は不当労働行為意思のもとに策定された」という東京高裁判 動労千葉が提訴した鉄建公団訴訟は、 万筆を達成した力が、その3週間後の最高裁決定を強制したのです。 労 働 現場を訪れ、 街頭に立ち、 諸集会に参加するなど地を這うような闘いの末、 東京地裁・東京高裁を経て、 決を維持させました。 ついに昨年6月3日、 6月7日の 2年間 最 高 全 15 裁

張から 原 状 ところ 回 復 逃げ を が 最高 口 認 1) めませんでした。 裁 国 鉄改革法と国 安倍政 体権は、 国鉄改革法の違憲性と国鉄・JRの一体性を満天下に暴露・ 鉄分割・民営化体制の護持に汲々とする姿をさらけ出しました。 国鉄闘争の 「不可逆的」な終焉を狙 () 不当労働行為の当 弾劾する弁護 然の帰結であるべき 団 0 主

国 わ

争 する大きな展望を は、 J R資本を直 玉 鉄闘争を暗雲のごとく覆ってきた「JRと国鉄は別法人」という国家的ペテンを切り裂 切り開きました。 接相手とする国鉄労働者1047名の 解雇撤回 ・原職復帰を求める新たな闘いとして全国 いた裁 判 闘 化

出 労働 しています。 時 あたかも、 同 一賃金」を叫び、 この現実に掉さすかのごとく、安倍政権は全面的な非正規職化のスローガン「一億総活躍社会」「同 外注化を手段として進行する非正規職化が貧困を極限化させ、言葉を失うような安全崩壊を生み 労働法制大改悪にのめり込み、 改憲・戦争へと突き進み出しました。

労総連合 新たな署名 国 鉄闘争と国 の産別的拡大を推進し、 運動を出発させたいと思います。 鉄闘争全国運 動 が大きく情勢を動かし、 労働運動の拠点形成を闘い取っていくため、 共に闘い抜きましょう。 国鉄分割 ・民営化に最終的決着をつけるときが来ました。 1 047名解雇撤回 ·原職復帰

0 動

動労千葉·鉄建公団訴訟

用されず解雇されたことに対して、 訴された裁判 に分割・民営化された際にJRに採 解雇撤回・JR復帰」を求めて提 1987年に国有鉄道がJR7社

伊藤嘉道証人が、本州で不採用に ば…JR東日本に採用されていたと 民営化に反対する労働組合に所属す 外したのは1987年1月末か2月 名簿に記載されていた」「名簿から いいうる」と判示した。しかし、解 の下に、名簿不記載基準を策定した る職員を不当に差別する目的、動機 なった117人全員が「採用候補者 「名簿不記載基準が策定されなけれ 名簿が確定したのは2月7日。 冒頭」と証言した。なお採用候補者 東京地裁判決は12年6月、「分割 一審では、国鉄職員局補佐だった

とが明らかになった。国鉄改革法に 設立委員長)が共謀して策定したこ 雇撤回は認めなかった。 よれば、JR設立委員会の行った行 点は JR各社の 行った 行為となる。 旧国鉄幹部と斎藤英四郎(当時JR 東京高裁では、名簿不記載基準を

それがなければ「採用された可能性 が不当労働行為であったと認定し、 この事実にまったく触れなかった。 は相当程度にあった」とした。 しかし、名簿不記載基準の策定自体 15年6月30日、最高裁判所が原告 13年9月25日の東京高裁判決は

被告双方の上告を棄却したことで、

# JR東日本の法的責任を暴いた裁判

## 不採用を撤回し復職させる義務が生じている

葉山岳夫(動労千葉顧問弁護団長)



### 最高裁決定が示すもの

2015年6月3日の最高裁第三小法廷の棄却決定の結果、第三小法廷の棄却決定の結果、 (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の (国労が原告である)以前の最高裁

それを今回の難波判決で自らなっくり返して、「不採用基準ひっくり返して、「不採用基準は分割・民営化に反対する動労年葉などの組合員であることを理由とした不当労働行為である」と、11年の東京地裁・白石る」と、11年の東京地裁・白石る」と、11年の東京地裁・白石る」と、11年の東京地裁・白石る」と、11年の東京地域・である。こちらから上告理由なが6・30決定で確定しました。

と主張しました。 鉄改革法それ自体が憲法違反だいては否定しました。まず、国 どで最高裁に主張したことにつ

表の主要な点をつくったのは 葛西敬之(当時、国鉄職員局次 長。JR東海の社長・会長を歴 任)と、最高裁調査官であった 江見弘武(当時、国鉄総裁室に 出向)。その国鉄改革法そのも のの違憲性について、最高裁は

### JR設立委員長の関与

を歴任)の議事録『国鉄改革前を歴任)の議事録『国鉄改革前覧任を負っていることについ的責任を負っていることについいす手正敬(当時、国鉄総裁についてJR東日本が直接の法についてJR東日本が直接の法

通り述べています。
・
はの労務政策の内幕』を東京高後の労務政策の内幕』を東京高

行った。

行った。

一次の会長で、JR設立委員会を束の会長で、JR設立委員会を束の会長で、JR設立委員会を束の会長で、JR設立委員会を束の会長で、カース

上告理由を棄却しました。この新たな事実で、ずばりJR東日本は、不採用とした高石とであるということがはっきりきであるということがはっきりも、最高裁はあえて判断しないった。そういう形でこちらのかった。そういう形でこちらの新たな事実で、ずばりJ

**構)の弁護団が、東京地裁、東あわせて清算事業団(鉄建機** 

京高裁の不当労働行為という認京高裁の不当労働行為取消しの申立てに告した。そのJR体制を挙げた不当労働行為取消しの申立てに不当労働行為取消しの申立てに不当労働行為のくだりいては、超反動的に取り消については、超反動的に取り消しもありうると考えていたが、そこまではいかなかった。

国運動の全国集会が大成功し1万筆を超える署名を8回にわ10万筆を超える署名を8回にわたって提出してきた。不可能を繰り返し行ってきた。不可能だと思われた10万筆という数をだと思われた10万筆という数をだと思われた10万筆という数をだと思われた10万筆という数をだと思われた10万筆という数をでか集会を開いたとしては、やはり

た。

高裁決定にいたった。 最高裁決定にいたった。反動決 最高裁決定にいたった。反動決

### JR東日本の法的責任

上告理由でも展開しました上告理由でも展開しました。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で言えた。だから、法的な理屈で対して解雇人でいる。

そのことのもたらす意味は、国鉄改革法3条5項で「承継法人の職員の採用については、当 大の職員の採用については、当 た行為は、それぞれ承継法人の します。つまり、斎藤英四郎がします。つまり、斎藤英四郎がした不当労働行為は、それぞれ承継法人の がした不当労働行為は いうことでがした行為であるということでがした行為であるということで

た。もちろん不当労働行為の一うことが法律的にも明確になっうことが法律的にも明確になって、まさしく

責任を負うことが明確になっ 般原則として原職復帰というこ ストレートにJR東日本が法的 となんですが、井手議事録から

などが鉄道労連をつくり、 2日の午後だと考えられます。 いが、明らかに1987年2月 何月何日だと明記されてはいな 四郎と葛西・井手が会ったのが 会を開いた。動労本部派や鉄労 JR総連になっていく。 その日に鉄道労連が、結成大 この議事録の中では、斎藤英 後の

されることは断じて許せない」 て、採用を絶対にするなと特別 て処分などを受けた人間が採用 今まで分割・民営化反対を言っ 「正直者がバカをみる」といっ その中で、「新会社に対して

> あってはならないことです。 決議を挙げた。労働組合として その時点では、「本州につい

員会委員長・斎藤英四郎と会っ 基準を作りたいといって設立委 午後の段階で葛西と井手が選考 様に冷たい関係になっていた。 かからなかった。労働省につい 総裁には結成大会へのお呼びが る見込みである」といった国鉄 ては、全員が新会社に採用にな て、協議した。その中に運輸省 ても一切お呼びがかからず、異 その状況の中で、2月2日の

選考基準に入ることはいいじゃ かしい」「過去の処分歴も当然 ついて、これを採用するのはお 「何度も処分を受けたものに

> 中で不採用基準が策定された。 ないか」ということで、井手は、 なっている。そのような状況の での審理で間違いない状況に かったと思う」と弁解している。 に行われたということは、今ま しながら、「そういうことはな 不当労働行為になることを危惧 その不採用基準は、訴訟の中 この協議が、2月2日の午後

変な不当労働行為だと明確にし たわけです。 所の所管する労働省の記録に、 てきて不採用基準そのものが大 れていた。それが白石法廷で出 不採用基準の中身について書か 結局、国会図書館で大原研究 ても出さなかった。

でこちらがどんなに出せと言っ

が強い。

の林事務次官も入ってた可能性

### 団体交渉で主張できる

高裁決定は解雇された1047

今後の運動について、この最

当労働行為認定をかちとったと 対的に主張できることです。 こは団体交渉の申し入れでも絶 法律的な義務が生じている。そ に基づき、その事由で不採用に 東日本は確定した不当労働行為 日本の不当労働行為です。JR いましたように、明確にJR東 いう状況です。これは先ほど言 したことを撤回して復職させる そういう反動判決の中でも不

はないと思う。 葉9名だけに切り縮める問題で 題として取り上げることは大い ものだという意味で、全体の問 働行為によって不採用とされた に結構なことだと思う。動労千 てはいずれも組合差別の不当労 す。しかし、1047名につい 一定限定したものではありま 採用が不当労働行為だという、 名全体の問題だと思います。 もちろん不採用基準による不

れを引き継いでさらに発展させ 吹き飛ばして、さらに大衆運動 はもう終わりだ」という空気を 裁判闘争は終わりましたが、そ 労働運動として展開していく。 その上で、やはり「この運動 労働運動の問題として展開

していく。

動展開が非常に大事になってい 規職化反対闘争と結びつけた運 民営化というべき外注化・非正 その中で、第二の国鉄分割・

と思います。 労総連合の全国的な結成と連動 同時に、その闘争そのものが動 運動をさらに発展させていく。 化していく中で、国鉄闘争全国 がっています。この闘いを全国 止するという大変な成果があ によって外注化を十数年間も阻 して闘われていくかたちになる 動労千葉の徹底的な抵抗闘争

中で発展させていく上で、非常 闘った裁判闘争をさらに運動の 開していくことは、ここまで というかたちでさらに運動を展 に有意義なことだと思っていま 署名運動、あるいは集会など

ていきたいと思います。 た形で、全面的に支援して闘っ などの不当労働行為がある場合 害する会社側の対応、団交拒否 に改めて裁判闘争を闘うといっ 弁護団として、この運動を阻

#### 確定した東京高裁判決

## ❖不当労働行為意思の下に不記載基準を策定

動機 ること自体を理由として、差別して不利益に取り扱う目的: 推認するのが相当\_ 定し…JR東日本の採用候補者名簿に記載しなかったものと (国鉄分割・民営化に反対していた) 労働組合に所属してい (不当労働行為意思)の下に、本件名簿不記載基準を策

## ・ ・ ・ ・ JR東日本に採用された可能性は相当程度

採用された可能性は相当程度にあった. 本件不記載行為がなければ…一審原告らが (JR東日本に)

#### 国鉄分割・民営化以来の社会の大転換と 新たな国鉄闘争の課題

国鉄1047名解雇撤回闘争の新たな闘いについて、闘いの経過とその 意義、改憲や労働法制の大改悪など国鉄分割・民営化以来の大転換と国鉄 闘争の課題など、新たな署名運動に込めた思いを語ってもらった。

田中康宏 (国鉄千葉動力車労働組合委員長)

> の解雇撤回運動をどう展開する そういう意味で1047名全体 用基準の策定に関与していた。 委員長である斎藤英四郎が不採 り出す糸口を開いた。JR設立 ていた。それを表舞台に引っ張

伊藤 晃(国鉄闘争全国運動呼びかけ人/日本近代史研究者)



かを考える。 する幅広い運動をどうやってつ 規雇用化が進んだ。これに対抗 会全体に民営化や外注化、 7割・民営化が起点となって社 3つ目に、国鉄改革法と国鉄

決を確定させた。そういう状況 るとすれば旧国鉄だ」という判 Rです。 復帰〉であり、本当の相手は亅 めていたのは〈解雇撤回・JR 言います。しかし、私たちが求 た。現在は「鉄道運輸機構」と 建設公団」=旧国鉄が相手でし JRに責任なし。責任が生ず だけど2003年に最高裁が これまでの裁判闘争は「鉄道

国鉄を相手とせざるを得なかっ

の下で闘いを継続するために旧

た。不本意ながら、真実を徹底

くるのか。これはやはり新しい この3つの関係や位置づけに

#### 闘いはこれから本番

意です。 名解雇撤回闘争の本番という決 きた。これからが国鉄1047 職復帰」を求める闘いに到達で よって、JRに「解雇撤回・原 です。昨年6月の最高裁決定に 国運動が切り開いた大きな地平 第一の点は、国鉄闘争全

> 風穴を開けようという決意で 的に暴き出すことでJR復帰の

も、これまでの延長線上ではな くれた全国の労働者、さらには うことを訴えたい。 い新たな闘いが始まるのだとい 1047名闘争を知らない人に 長年にわたり闘いを支援して

たのです。 労働行為だったことを確定させ に関わる問題です。それが不当 しかし2010年4月、

がJR設立委員長の斎藤英四郎 明らかになったのはそれだけで だったのです。 不採用基準の策定を指示したの はなかった。不当労働行為たる これは2点目に関係しますが

さすがに最高裁はこの決定的

### 課題としてある。

|新たな署名運動の3つの意義

**意義があると思います。** 

今度の署名運動は3つの

ついてまず話を伺います。

**差別─不当労働行為が存在し** た。これが確定判決となりまし

除して動労千葉組合員への採用

一つは、国鉄分割・民営化に

への復帰を求める。

**に。その当然の結果としてJR** 

具任を負わせてJR自体は逃げ

もう一つは、従来は旧国鉄に

基準は国鉄分割・民営化の根幹 用基準が不当労働行為意思に基 闘ってきたわけです。 に最高裁に認めさせた。新会社 づいて作られていたことをつい われわれは闘いを継続し、不採 いの旗を降ろしてしまいます。 に誰を採用するのか、その選別 全体としては「政治決着」で闘



4 —

事実についてはひと言も触れる ことができずふたをした。

伊藤 逃げたわけですね。 逆に真実が明らかになった。 でも、真実から逃げたことで 撃の根幹が土台から崩壊する。 た。戦後最大の労働運動解体攻 で膨大な数の労働者の首を切っ 不当労働行為や採用差別、 田中 そうです。国鉄改革法は つぶしとは無関係〉という虚構 、国鉄とJRは別法人。 JRは 組合

がした行為は、JRがした行為 Rにあることが明らかになった 採用差別の法的責任は完全にJ とする」と明記されています。 の採用について、JR設立委員 国鉄改革法23条5項は「職員

動かす力になると思う。 仲間に知らせたい。十分勝負に ることができたら、この現状を 力次第です。国鉄分割・民営化 持ち込める。あとは僕たちの努 点です。その持つ意味を全国の に労働組合の側から決着を付け これが30年に及ぶ闘いの到達

#### 敗北主義のり越えた

必要だと思います。 つには、正当性と展望の二つが 田中 この闘いが大きな力を持

た。でも問題は、それを打ち破 これはこれまでも議論されてき ころに労働運動の未来はない〉。 られた〉〈この問題を避けたと て進む展望です。 て労働者全体の権利や労働組合 存在意味が徹底的に後退させ 〈国鉄分割・民営化攻撃によっ

つけて一定の決着を図るしかな 線です。一貫して「政府と話を 結果、生まれたのが政治決着路 い」と敗北主義に陥っていた。 い」と発信してきた。 い」「国鉄改革法は打ち破れな 全体重をかけた攻撃には勝てな 国労本部などは「国家権力の

的意味を訴えたい。 かむことができる」とその社会 ば労働運動再生のきっかけをつ 張って「この闘いを進めていけ います。小さな地平ですが胸を 動の歴史になかったことだと思 それを乗り越えた。日本労働運 動労千葉と国鉄闘争全国運動は 2010年の政治決着以降、

通った。動労千葉は「結果はど 闘わないで資本の側の意見が 伊藤 戦後労働運動は1960 代から大抵は不戦敗だった。

終わる可能性がある。国鉄闘争 までは労働運動の「不戦敗」に を壊す。解雇の金銭解決は、全

面的な解雇自由化です。このま

来の同様の解雇が不当である根

たことを示した。国鉄改革法以 きた。その気持ちに根拠があっ も「解雇は不当だ」と支援して 伊藤 全国の労働者が直感的に

点になりうると思います。 拠を労働者たちが認識する出発

> ガンでした。 思います。私たちが最高裁判決 きっかけになるのではないか。 闘わなければ」と分割・民営化 らだ」というシンプルなスロー 後に掲げたのは「闘いはこれか 田中 これからこそが勝負だと れ以降も闘い続けた。今回、そ うなるかわからなくてもここで れが労働者の一つの意識になる 反対のストライキを貫徹し、

これからだ」と真剣に議論し、 とはなかった。しかし「闘いは その不当性を弾劾するとしても 運動が実体をもって持続するこ 最高裁で結論が出てしまえば、 これまでの運動の常識では、

> に踏み出すことができる。 くれました。だから新たな闘い 全体がその決意の下に結集して

す。分割・民営化反対闘争では 働者の非正規職化攻撃に対して がり、その後も業務外注化や労 を拒否されて首を切られた。 40人の仲間が不当解雇され、 16年に及ぶ闘いを続けていま 化に対してストライキに立ち上 汪化阻止闘争でも33人が再雇用 動労千葉は、国鉄分割・民営 外

言えたし、全国の仲間たちも支 いています。だから胸を張って 困難を乗り越えて団結を守りぬ 「解雇撤回闘争を継続する」と でも現場の組合員はこうした

### ②国鉄分割・民営化以来の大転 換

望」でやられている。残業代ゼ り出したいですね。 視点、意義として、労働法制大 の労働者を非正規職化する「展 と闘う一つの強力な主体をつく 改悪との闘いがあります。これ 口法は労働時間の概念そのもの 派遣法の全面改定は、すべて 新たな運動のもう一つの

換です。一方、国会前は約3カ もう一つの柱になります。 田中 それがこれからの闘いの における主体形成をどうこうし きだしたのです。 た。動と反動が衝突し歴史が動 人の怒りの声で埋め尽くされ 月間にわたり、多い日は十数万 れた。戦後日本の歴史的な大転 た。安保・戦争法が強行採決さ 大きな時代の転換点になりまし た問題につなげていくか。 2015年は労働者にとって 国鉄分割・民

援を寄せてくれた。

的な地平です。 れも国鉄闘争が生み出した画期 存在していて被曝労働を拒否 事故という人類史を問うような 味を持っている。やはり「3・ 上がって果敢に闘っている。こ し、幾度ものストライキに立ち できるのか。そこに動労水戸が 大事件に対して労働運動に何が 11」は歴史の分岐点です。原発 動労水戸の闘いも大きな意

が本丸の闘いだと言える。 争を継続しよう、これからこそ らこそ、全国闘争として国鉄闘 こうした現場の闘いがあるか

る。それは間違いなく労働運動 められてきた労働者の怒りや行 営化―総評解散以来、押しとど の変革の条件を生み出します。 動力が息を吹き返そうとしてい その同じ国会で労働者派遣法

できないと決意しています。 鉄闘争の旗を降ろすことは絶対 ければいけない。だからこそ国 代認識をもって闘いを準備しな 撃が始まっている。そういう時 化以来の社会の大転換となる攻 どの改悪です。国鉄分割・民営 道でも「1985年(派遣法制 の大改悪が強行された。新聞報 定)以来の転換」と書かれるほ

国労はこれまでの延長線上で考 ぎるのを待つ〉という判断。 作に明け暮れた。〈嵐が通り過 部の「国体護持派」への政治工 え、自民党田中派や国鉄当局内 に、それをとらえきれなかった。 かに質の違う歴史的な攻撃なの 民営化の時、それ以前とは明ら 日本の労働運動は、国鉄分割

を踏んではいけない。 いられたのか。今度こそその轍 労働運動がどれほどの後退を強 決着路線に終始した。今日まで それ以降も総括すらできず政治 営化時4万人にまで削られた。 派遣法大改悪を契機に始まろ その結果、 24万人の組織が民

集めることができれば、 て訴え、そのもとに怒りの声を うとしていることを声を大にし 国鉄分

社

くらし。ひらく

全業種で撤廃

ます。 いう時代に来ていると思ってい スにできるのではないか。そう 労働運動が力を取り戻すチャン 割・民営化攻撃に決着をつけ、

#### 労働運動再生の展望

再生の可能性がわずかに見え 開いた主体形成の中で労働運動 つき、他方では国鉄闘争が切り 分割・民営化以来の問題と結び い運動の思想をつくりあげたい た。今度は不戦敗に終わらせな 一方では課題として国鉄

任務だと考えています。 かう。それが国鉄闘争の新しい 制―社会の大転換攻撃に立ち向 せる以外ない。その力で労働法 反対運動をつくることを考えた けなら簡単です。でも具体的に 田中 派遣法改悪も批判するだ 国鉄闘争を本格的に発展さ

ともできなくなっている。 切り崩し、社会を再生産するこ ているだけです。自分の足元を のぐために危機に突き動かされ もっていない。今日、明日をし が、なんのビジョンも見通しも に歴史的な転換をなすものです 安倍政権の現在の攻撃は確か

用政策見直し加速

とした認識を持って、その渦中 にこそ労働運動再生の展望があ だから労働運動の側がちゃん

限受け入れ

の未来にとって大きな転換点な る。全国の仲間たちに「労働者 ることをしっかり据えれば新し い可能性を生み出すことができ んだ」と訴えたい。

則自由化され、 たれた状態だった。 て対象業務としては扉が開け放 れが26業種になり、99年には原 の制定時には高度専門職13職種 (33年) に製造業まで解禁され に限定して派遣を解禁した。そ 労働者派遣法は、 小泉政権の時代 1985年

〈一時的・臨時的〉な業務に限っ 外してしまった。派遣労働者は 用雇用代替防止」という原則を て使うことができるという建前 とは全然質の違うものです。「常 でも今回の改悪は、それまで

> 遣〉という働き方を例外ではな 帰」と書かれている。そこまで 言ではない。新聞でも「戦前回 「正社員ゼロ法」と言っても過 く通常のことにしてしまった。 をつぶしてしまった。つまり〈派

す以外に生まれてこない。 する力は労働者が団結を取り戻 ことも含め、それがどれほど社 家戦略特区が具体的に動きだす 代ゼロ法」「解雇金銭解決」、 に考えなければいけない。対抗 会を激甚に破壊するのかを真剣 いま攻防の渦中にある「残業 玉

なければならない。 てきたが、今度は反転攻勢にで 退の最後の防波堤の位置を守っ 国鉄闘争は30年、労働運動後

#### ③外注化と闘った16 年間の経 験

すから歴史的に作られてきたこ ないですね。工場法以前とは違 事だと思います。 法以来の向こうの狙いです。で 可能性をつぶすことが国鉄改革 の対抗関係を再現することが大 います。労働運動による対抗の い、社会に対抗関係が存在して 言われるけれど、そう単純でも 伊藤 「工場法以前に戻る」と

力も大事です。 もちろん社会の良識や言論の だけども労働者

職場も社会も巨大な矛盾

ず労働運動が力を失ったために 田中 この社会にあって最も本 間の労働運動の中に見ることが の権利や生活保障の思想を社会 労働者の関係です。 質的に衝突しているのは資本と できる。それを思い出したい。 です。社会的な力はやはり百年 議論しても防御するのは不可能 れば、いかにメディアや識者が に刻み込んだのは労働組合の力 そういう力を復活しなけ にも関わら

かできないことです。 ならない。それは労働運動にし 対立しているのかを現実の闘争 で歴史が動くはずがない。何が それが覆い隠されている。これ によって明るみに出さなければ

働者の意識は戦前とは違うはず 機が出口を失って暴れまわって いる。誰が見ても資本主義の危 戦争まで生み出されようとして が再生産され、社会が崩壊し、 ている。それなのに膨大な貧困 が林立し、医療も高度に発達し いる。その現実の中に生きる労 と思うのは、社会にこれほどモ ノがあふれ、何十階建てのビル 単純に戦前への回帰ではない

織の問題です。 働運動の課題は、 通して公共性が破壊される。労 ではありません。職場の破壊を う守るかは労働運動だけの問題 労働者の職場や仕事をど 大きな社会組

場で直面する問題は何か」「み 難しい問題です。私たちはまだ 動が対応できていない。非常に 面していますが必ずしも労働運 に不足している感じがします。 を職場で話し合う。そこが非常 十分な答えを得ていない。「職 んなで一緒に何かできないか. 個々の職場で様々な問題に直

のすべてを生み出しているのに 求められている気がします。 体的・実践的な形にすることが 抱いている意識を労働運動の具 れている。「この社会は一体な 同じ関係の中で貧困が生み出さ の渦中にあります。労働が社会 ―そういう誰もが

誇りを取り戻し、団結がどんど から闘いの中で自らの労働への 会的意味にこだわってきた。だ けてきた気がします。闘いの社 切り捨て反対闘争にしろ、動労 都市崩壊の渦中でのローカル線 にしろ、外注化阻止闘争や地方 十葉はずっとそういう闘いを続 ん強化された。 反合理化・運転保安闘争にし 国鉄分割・民営化反対闘争

つかんだからです。 員が攻撃と闘いの社会的意味を 越えて団結を守れたのも、 国鉄分割・民営化の嵐を乗り 組合

と感じていました。 てがつぶされようとしている。 を持っていた。「力づくですべ は一定の労働者意識、組合意識 持っていましたから国鉄労働者 当時はまだ労働運動が力を

的に信頼して、 い。唯一の道は、組合員を徹底 口で言うほど簡単なことじゃな 立ち向かう決断と方針でした。 しかし問題は労働組合として 攻撃の本質、 闘



こそが貴重だと思います。 開始する。そうした闘いの経験 な職場でそういう討議と行動を 中から必ず生まれてくる。様々 こから逃げなければ方針はその に訴えて議論することです。そ きるであろう反動などをつぶさ いの展望、闘争を構えた時に起

経験からも言えることですね。 伊藤 それはJRの鉄道業務外 注化に反対する16年間の闘争の

#### シニア協定との闘い

田中 が本格化したのは2000年前 JR東日本で外注化攻撃

> な人質攻撃でした。 できない。本当に卑怯 雇用されなければ生活 られる時ですから、再 金受給年齢が引き上げ 攻撃がかけられた。年 社に再雇用するという 定年退職後グループ会 協定」を締結すれば、 条項」を含む「シニア 後です。「外注化推進

正規に突き落とされ を転げ落ちるように非 注化され、労働者は坂 たらあらゆる業務が外 なる。でもこれを認め 雇用先を確保しようと れば外注化を認めて再 目先の利益だけ考え

全体がそうなる。 しかもJRだけでなく社会

外は全部の組合が協定を結んで 闘わなかった。胃の痛くなるよ らいなら40人も解雇されてまで 向かう決断ができたのは、国鉄 迎える当該の組合員と全力で向 うな毎日でしたが、定年退職を あったからです。これを飲むく 分割・民営化反対闘争の経験が き合って逃げなかった。 いく。そういう状況の中で立ち でも抗しきれずに動労千葉以

の核心が見えてきて組織全体の そうやって闘い始めたら攻撃

ころ支配権力側に大きく傾いて

社会的な力関係は今のと

と確信しています。 闘ってきたことは間違ってない バス事故を見ても、私たちが がんばりぬいてくれた。軽井沢 ず重大事故が起きる」と現場が の社会を残すわけにはいかな り、「子どもや孫に非正規だけ い」「こんなことを認めたら必 最も中心的な闘いの課題にな

闘いを一番見ていてくれたのは 彼らだったのです。 規職化は絶対許さない」という てくれるようになった。「非正 く仲間たちが動労千葉に加入し TS)という外注先の会社で働 が始まっています。いまだ十数 を構えてきた結果、大きな変化 人ですが、千葉鉄道サービス(C こうやって十数年、徹底抗戦

とに大きな意味があります。 数の非正規の職場でつくること いいから職場の人と話をするこ にはつかめない。一人二人でも す。現実的にはその感覚は簡単 労働運動の普通の姿だと思いま くり続けてきた。それが本来の 起きるたびに議論して意識をつ が求められていると思います。 部門や医療、教育、あるいは無 こうした闘いを公共サービス 動労千葉も何度も問題が 労働運動が力を失って久

> なのは当然です。 を一からつくり上げるのが困難 いる。そういう状況で労働運動

え抜く過程でした。 再雇用を拒否されて首になりま 初の5年間に33人もの組合員が 制度を廃止に追い込むまでの最 いの旗は降ろさないと必死に耐 したり、石にかじりついても闘 した。その就職先の確保に奔走 外注化阻止闘争でも、シニア

シニア制度は5年間しか続かな ど僕らががんばりぬいた結果、 改定され65歳まで再雇用が義務 まれた。高年齢者雇用安定法が 10年単位で遅らせた。 を会社に強制し、全体の攻撃も 務外注化が簡単にできないこと かった。派手な成果ではありま 化されたんです。小なりといえ せんが、千葉では検修・構内業 だけど、攻撃の中に矛盾が生

とその歴史的な意味が分かる。 伊藤 16年経って総括してみる

#### 真剣な議論が土台に

ほど外注化反対闘争の土台と ざるをえない。でもそれがどれ 労千葉だというだけで再雇用さ れない。だから真剣勝負になら の組合員は再雇用されるのに動 した。外注化に賛成した他労組 田中 必死だから議論も真剣で

その闘いの渦中で35人の仲間でくれた。職場でそういう関係でよみ出した。労働者ってそうを生み出した。労働者ってそうを生み出した。労働者ってそうがらもので、困難に負けず真剣いる。

伊藤 資本の側もスムーズに進場の人たちを組織していくことい。次々現れる矛盾の一つひとい。次々現れる矛盾の一つひとい。次々現れる矛盾の一つひとい。次々現れる矛盾の一つひとい。次々現れる矛盾の一つひとが大事ですね。

場に現れてくるのは小さな身近的に大きな問題だと言っても職的えば、派遣法大改悪は社会

な問題をとらえることで、大きな問題をとらえることで、大きな問題に対決する勢力をつくる。そのことの意味を考えてみなければならない。日々職場で起こればならない。日々職場で起こを巻き込んで議論する。そのこををきさんで議論する。そのいうの重要さを今度の署名運動でやり直してみたい。

#### 法改悪は職場で先行

**田中** 派遣法改悪も現実の方が

JRで言えば、5年間で雇い 性めにされるグリーンスタッフ (契約社員)制度は、2012 年の労働契約法改悪を先取りし 年間を超えた時は労働者の申し 出により無期雇用契約に転換し 出により無期雇用契約に転換し 出により無期雇用契約に転換し

るいは制定される法律にどう立るいは制定される法律にどう立ちている。制定された法律、あしている。制定された法律、あしている。制定された法律、あしている。制定された法律、あしています。

ゼロ法もすでに既成事実が先行広がっている。派遣法も残業代年でクビ」がさまざまな企業に

JRが先導し、今は「最長5

いけない。動を真剣につくりださなければをういう関係をひっくり返す運

に努力する人が職場に登場したす。労働者の団結のために必死具体的な運動をもって展望を示も同じ現実に置かれています。とに意味を見いだせない労働者とに意味を見いだせない労働者

がそういう影響力を持つ存在だがそういう影響力を持つことができ 動労千葉程度の闘いでも国鉄 た。真剣な労働組合の闘いは波 た。真剣な労働組合の闘いは波 とかでき を動かす」は、労働者が歴 としている。小さな力も一

## 4韓国の労働運動が示すもの

から言えることです。

伊藤 安倍内閣のもとで労働法合の価値を低め、自信を失わせるイデオロギーが強められている。政府主導の官製春闘で賃上る。政府主導の官製春闘で賃上る。政府主導の官製春闘で賃金」を信は「同一労働・同一賃金」を信は「同一労働・同一賃金」と言い出した。非正規の方に同と言い出した。非正規の方に同と言い出した。非正規の方に同と言い出した。非正規の方に同と言い出した。非正規の方に同と言い出した。非正規の方に同くな事がして、イデオロギーをということ。まだ残った。

職場で運動を現実につくりだすが、一流長政策の一番根本は労働規制の緩和」「法人税減税」は絶制の緩和」「法人税減税」は絶制の緩和」「法人税減税」は絶地界じゃなく実際の生活の中でをしなければならない。観念のをしなければならない。

田中 戦争法をめぐっても、日田中 戦争法をめぐっても、日田中 戦争法をめぐっても、日とか、階級性を破壊するイデオとか、階級性を破壊するイデオとか、階級性を破壊するイデオとか、階級性を破壊するイデオとか、階級性を破壊する。

でも私は、いま韓国で闘われている「労働構造改悪」に対するゼネストが、非常に重要なことを教えてくれていると考えてとを教えてくれている」に対すている「労働構造改悪」に対す

昨年4月14日から始まった民主労総70万組合員の闘いは、何主労総70万組合員の闘いは、何方政指針に対して無期限ゼネストを宣言するに至っています。トを宣言するに至っています。トを宣言するに至っています。

2回のミスで解雇できる「一と回のミスで解雇制度」と「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニで、「賃金ピーク制」は、シニやの他にも、派遣法改悪を始めその他にも、派遣法改悪を始めた労働関係5法改悪、公共とした労働関係5法改悪を始めたりでででででででででです。

と驚くほど同じです。立ち向かっている問題は日本

全員逮捕」まで宣言した。 全員逮捕」まで宣言した。 全員逮捕」まで宣言した。

は僧侶だった。
は僧侶だった。
は僧侶だった。

倒的支持を生みだし、社会全体固とした闘いの姿勢が世論の圧対ストがそうだったように、断対ストがそうだったように、断

強化されていく。を動かす力になって闘いが日々

でもその過程で、民主労総の執行部は何カ月もかけて全国の執行部は何カ月もかけて全国の本当に立派です。それが一つに本当に立派です。それが一つに本当に立派です。それが一つに本当に立派です。それが一つに本当に立派です。それが一つに入るなど、あらゆることが変を伴って進んでいった。

伊藤 儀礼的な関係ではなく闘争の国際連帯が必要です。これならないと本当の連帯にはならないと本当の連帯にはならないと本当の連帯にはならない。世界的な問題に眼を向ける。大きな課題です。

#### 新しい可能性がある

日本での闘いがもう少し広がっ前例のない画期的なものです。際連帯はこれまで日本の運動に関する。

べてがこれからです。たらどれほど力を持つのか。す

動体が全部破壊され、全面的なの第一段階は、臨調行革が始の第一段階は、臨調行革が始まった1980年代初頭からまった1980年代初頭からまった1980年代初頭からまった1980年代初頭から

る過程だった。
第2段階は、その上に、「外第2段階は、その上に、「外第2段階は、その上に、「外第2段階は、その上に、「外第2段階は、その上に、「外第2段階は、その上に、「外

後退が強制された。

たのは深刻な現実でした。
文撃です。でもそれがもたらしでいえばシニア制度から始まるでもでには組まれた。JR

と派遣法大改悪の強行です。れを象徴するのが安保・戦争法階に入ったように感じます。そ階に入ったように感じます。そをとり巻く状況は明らかに新段

「896都市が消滅する」という日本創生会議の衝撃的ないう日本創生会議の衝撃的なと手万人。安倍政権が低年金受2千万人。安倍政権が低年金受2千万人。安倍政権が低年金受給者1千万人に3万円を配るの給者1千万人に3万円を配るのも選挙対策だけでなく貧困がそも選挙対策だけでなく貧困がそしまで深刻化しているというこ



崩壊しようとしている。とです。まさに社会が全面的に

何もかもが限界をこえ、変化し、歴史が動きだす。何よりもし、歴史が動きだす。何よりもし、歴史が動きだす。何よりもし、歴史が動きだす。何よりもであぐって労働者の意識が激しく動く。新しいものによって、変化

挑戦にうって出るときが来たと挑戦にうって出るときが来たとだから、動労総連合を全国にだから、する時間に関う労働組合が、JRの職場に関う労働組合だ一歩を踏み出した段階ですだ一歩を踏み出した段階ですだの決着はつけられない。

挑戦すれば可能性は広がってくれ戦すれば可能性は広がってきない。
と言った。そんなことが僕らの力ででた。そんなことが僕らの力ででた。そんなことが僕らの力ででた。そんなことが僕らの力ででた。そんなことが僕らの力ででた。そんなことが僕らの力ででが国労も戦後、あちこちで地域・

兆候の動きが生まれてくること伊藤 こういう新しい組織化の

名運動ではない。

本当に新しい

目指すところは、単なる署

自体が新自由主義の矛盾です。 田中 昨年、CTSの仲間14人 が動労千葉に結集してくれました。それぞれの人生をかけた決 断があってのことです。でもそ の背景にあるのは時代の変化点 す。JRも去年から「変化点」 という言葉を乱発している。水 という言葉を乱発している。水 という言葉を乱発している。水 平分業の深度化とか、鉄道シス 平分業の深度化とか、ち術力を テムチェンジとか、技術力を テムチェンジとか、技術力を 持った労働者の大量退職、人口

では、 業側も対応に失敗したらえらい 大量退職の問題などは企

田中 そうです。すでに事故が田中 そうです。すでは多様で勝る意味で勝い状態です。あらゆる意味で勝い状態です。あらゆる意味で勝い状態です。すでに事故が

だから、国鉄闘争を全国運動としてもう一度本格的に発展させる決意を固めたのです。そして職場では外注化反対闘争を軸としてこの1年、組織拡大の一としてこの1年、組織拡大の一連合を全国につくろうと訴えて連合を全国につくろうと訴えています。この二つの柱で勝負する決意です。

全体の組織拡大ですね。(了)動労千葉だけじゃなく労働運動がそこ、逆になること。問題はがそこ、逆になること。問題は

## 新たな署名運動のご支援を訴えます

## 階級的労働運動の再生の道

全日建運輸連帯労組関西生コン支部委員長 武建

動を行うことを表明します。 この度、国鉄から不当に解雇された仲間達1047名の採用された仲間達1047名の採用をJRに求める運動が全国的にを別ですることにあたり、私と私展開することにあたり、私と私展開することを表明します。

達の闘いです。 達の闘いです。 達の闘いです。 として許せないとの立場で立ち として許せないとの立場で立ち として許せないとの立場で立ち として許せないとの立場で立ち として許せないとの立場で立ち として許せないとの立場で立ち

であります。この闘争は動労千れを続ける中で階級闘争の火を北を続ける中で階級闘争の火をおきないことで立ち上がったの国鉄闘争は、国鉄労働組合が



切り開く運動でもあるのです。 がれています。この闘争は日本がれています。この闘争は日本がれています。この闘争は日本がれている11 葉、港合同労組、我が組織の三葉、港合同労組、我が組織の三

327社の中小企業と連携して327社の中小企業と連携して327社の中小企業と連携してでネコン、セメントメーカー等の大企業の収奪政策と闘賃上げ、日々雇用労働者1日賃上げ、日々雇用労働者1日した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産した。今年も引き続き経済・産を作るべく奮闘します。

今日、世界の帝国主義国家は崩壊の危機に直面しており、人民への抑圧と戦争政策によってた機打開を図ろうとしています。しかし、この政策は犠牲を受けた人民の闘いの条件を拡大では、世界の帝国主義国家は

争法案、ゴリ押し沖縄基地固定取強化策、特定秘密保護法、戦奪と労働法制度改悪等による搾びと発働法制度改忠等による搾が、社会保障切り捨て、人民収が、社会保障がり捨て、人民収が、社会保障がある。

にと新基地設立、原発再稼働と をど悪政の限りを行っています。これは沖縄民衆の島ぐるみ す。これは沖縄民衆の島ぐるみ の闘争に見られるように早晩破 がします。また破綻させなけれ

ることを表明いたします。 は、経済構造を民主化する 会構造、経済構造を民主化する 会構造、経済構造を民主化する を持って勝利するまで闘い続け を持って勝利するまで闘い続け

### 大義はわれわれにある

全国金属機械労働組合港合同委員長 中村吉政

国鉄闘争全国運動の成果として、6・30最高裁決定を受け、て、6・30最高裁決定を受け、回とJR採用、そして団体交渉回とJR採用、そして団体交渉国鉄1047名解雇者の解雇撤回とJR採用、そして団体交渉国鉄国金に登司し、連帯のあることに賛同し、連帯の成果とし

1986年~87年の国鉄国会で、当時の総理大臣・中曽根康で、当時の総理大臣・中曽根康引を遵守して行っている」と見則を遵守して行っている」と見りを切り、新会社設立にあたっては「一人も路頭に迷わせない」と答弁しました。

か! 分割・民営化で7628

ある。 質な差別が公然と行われたので 用通知が出され、選別排除の悪 用の国鉄労働者のJRへの不採

いたが、本音は「国労を弱体化た借金を帳消しするためとして表向きは、膨大に膨れ上がっ



らかになった。
らかになった。
や曽根発言で明させ、総評を解体すること」で

また採用にあたって組合間差別はしないと繰り返した政府答別はしないと繰り返した政府答 がままは消えることはない。 とこの世界であれ、どのような形態であれ、経営を引継ぐ以 上、当事者として責任を負わな ければならない責任と義務があ

ましてや、憲法遵守義務を負う総理大臣が、憲法2条で保障う総理大臣が、憲法2条で保障された勤労者の団結権破壊の行された勤労者の団結権破壊の行された勤労者の団結権破壊の行されているとになれば、力のないものは「反対」と声を上げることさえできません。

逃れることはできません。

30年に及ぶ苦難の闘いの過程で「不当労働行為を認定」させで「不当労働行為を認定」させたことは、大きな成果ですが、たことは、大きな成果ですが、とるまで闘い続けなければ、不とるまで闘い続けなければ、不とを定着させることになってしまいます。

国鉄分割・民営化は戦後最大の首切り攻撃であり、非正規労働者の拡大に先鞭をつけ、労働強の、JR採用への方針を貫徹をであり、非正規労働のでは、日本のでは、対象のは、対象をでは、対象ので

## 新署名運動を成功させよう

高知短期大学名誉教授 芹澤寿良

から29年が経過した。 生首を飛ばす解雇が強行されて「合理化」攻勢、1047名の「合理化」攻勢、1047名の

この間、関係労働組合の共同 この間、関係労働組合の共同 の闘いが崩されていく中で、さなく、「不当解雇は絶対に認め たれない」と、9名の解雇者を おれない」と、9名の解雇者を かわらず、常に1047名全員 かわらず、常に1047名全員 かおらず、常に1047名全員 り解雇撤回の闘いの姿勢を、裁判闘争を通しても一貫して堅持し、そして用意された和解の道 も選ばず、最後の最高裁判決闘も選ばず、最後の最高裁判決闘も選ばず、最後の最高裁判決闘

いうまでもないが、動労千葉て、必死の闘いを続けたことは他労組も、持てる力を出し

は、他労組の和解解決の道をく、2010年4月、独自にく、2010年4月、独自に1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動を国内外に広く呼びかけ、以降、最高裁への10万能全国署名運動、全国集会の開催などを積極的に展開したのであった。

敬意を表するものである。 総として成長と運動力に心から の堂々とした見事な運動の組織 の堂々とした見事な運動の組織 の堂々とした見事な運動の組織

新たな全国運動による最高裁闘争に向けた10万人署名運動などによって、基本的には反動判決ではあったが、採用候補者名決ではあったが、採用候補者名決ではあったが、採用候補者名とする認定を確定させるなど、とする認定を確定させるなど、

た。まさに新たな解雇撤回・現を求める」団体交渉を申し入れに、JR東日本本社に対し「最に、JR東日本本社に対し「最に、JR東日本本社に対し「最に、」の採用を求める」団体交渉を申し入れ

名全員の復職である。
は、動労千葉の9名だけではなは、動労千葉の9名だけではな職復帰闘争の開始であり、これ

の意義を改めて強調し、新たないて最高裁まで取り組んだこといて最高裁まで取り組んだことな1047名解雇撤回闘争にお

う。署名運動を大きく成功させよ

あ。 と が ら注目を 集めることになろ が ら注目を 集めることになる が ら注目を 集めることになる がら注目を 集めることになる がら注目を 集めることになる がら注目を まがるのがのである。 ののである。 ののでる。 ののでる。 ののでる。 ののでる。 のので。 ののでる。 ののでる。 ののでる。 ののでる。 のので。 のので。 ののでる。 ののでる。 ののでる。 のので。 

## この怒り、屈辱を忘れまい

国鉄闘争全国運動呼びかけ人 花輪不二男

任があると思っています。あり継承法人はJRで雇用の責は、国家権力による偽装倒産では、国家権力による偽装倒産で

関いの過程では聞くに堪えない侮辱を受けながら闘い続けた 真会で当局の不当労働行為が相 員会で当局の不当労働行為が相 員会で当局の不当労働行為が相 さらに6・30最高裁決定を通 さらに6・30最高裁決定を通 さらに6・30最高裁決定を通 さらに6・30最高裁決定を通 さらに6・30最高裁決定を通



かの過当競争に駆り立てていまめ、われわれ労働者を拝金主義の下で規制緩和を大々的に進め、われわれ労働者を拝金主義の下で規制緩和を大々的に進め、われわれ労働者を持金に後の過当競争に駆ける。

隷工場の様相を呈しています。発するなどまさに労働現場は奴発するなどまさに労働現場は好多が蔓延し、安全無視の事故が多が蔓延し、安全無視の事故が多がした。

一方、不況脱出に有効打が打てない安倍内閣は原発や武器輸でない振りです。そして許せないがにぶりです。そして許せないのは憲法解釈を勝手に変えていのは憲法解釈を勝手に変えていのは憲法解釈を勝手に変えていいにない。

ることです。
て辺野古新基地建設を進めていの意思を無視し、金をバラ撒いの意思を無視し、金をバラ撒い

これらの事実から見えてくるのは、国鉄解体の攻撃は緒戦でのは、国鉄解体の攻撃は緒戦であり、反動政策は引き継がれ、 
進化してきたということです。 
大再生産されていることです。 
まさに国鉄闘争は新たな段階を 
まさに国鉄闘争は新たな段階を 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は緒戦で 
のは、国鉄解体の攻撃は 
のは、国鉄解体の攻撃に 
のは、国鉄解体の攻撃は 
のは、国・ロースを 
のは、

私たち国鉄闘争全国運動は新れたち国鉄闘争全国運動の越后をご理解下さり、闘動を提起していきます。ぜひ、闘がの戦列に参加して下さるよういの戦列に参加して下さるよう

### いよいよ始まる本丸決戦

元国労釧路闘争団 横田 厚

である資本家階級との闘いが始 労働者階級にとって直接の敵

葉などの組合員であることを理 突破を目指すものです。 弩級の武器を携えて、実に正面 由とした不当差別である」との 分割・民営化に反対する動労千 になりますが、「不採用基準は まさにJR本丸にむかう闘い

けっして回り道などではなく、 働運動にとってもきわめて尊い 持し継続されたことは、日本労 ことができます。 より大きな陣営を構築して進む 自らを鍛えいっそう逞しくなり 足跡です。これまでの闘いは 長い道のりでしたが方針を堅

に破裂してしまいます ぎません。ひと針刺されば簡単 矛盾を被い隠すための方便にす 安倍政権の強がりは、爆発する 本においてもまったく同様で、 矛盾の噴出に喘いでいます。日 今、世界の資本主義は激しい

なっています。 ているから針を折ろうと懸命に 敵・権力は、それを知り恐れ

総評が解体され闘う戦線は分

線になることを信じています。 はそれらが繋がり壮大な階級戦 徐々に拡大しています。いつか になります。全国で点の闘いが ないものが戦線の構築の開拓者 断されていますが、闘いを諦め しかしながら、労働者を取り

ないことを訴え戦線をより大き す。闘うことでしか命が守られ 抗しなければ命すら奪われま 巻く環境は悪化の一途です。抵

丸での闘いに勝利しましょう。 すが、本部にしっかり団結し本 意を固めていることを確信しま 闘いに期待しつつ少しでも身 JR東日本との闘いに強い決

近に感じ受け止め歩みます。 くしたいものです。

## 韓日の鉄道解雇者は一つ!

韓国鉄道労働組合ソウル地方本部長パク・チョンソン

す。



みなさんは本当に尊敬に値しま 解雇者復職」のために闘争する 営化されて以来、「民営化反対 1987年に日本の国鉄が民

> ちに「どうせ行かなければなら 者の鑑と言わざるを得ません。 あきらめず、自ら正しいと信じ て闘争することは韓国鉄道労働 になりました。その長い歳月を 山河が三度変わるという30年 困難な闘争を継続する同志た

労働者がいます。政権と資本の 韓国鉄道にも103人の解雇 がら行こう」と申し上げたいと ない闘争の道、大変でも笑いな

> ち向かい闘った委員長と本部 ちです。 継続する民営化攻撃に決然と立 長、支部長、支部幹部の同志た

鉄道民営化阻止と民主労組死守 れらの同志たちは、依然として はすでに13年になりました。こ かい闘争しています。 ククネ政権の労働改悪に立ち向 のために闘っています。またパ 長い間、解雇された同志たち

なさん、そして国鉄民営化反対 日本の国鉄解雇者の同志のみ

> とをあらためて決意します。 2016年も力強く闘争するこ ん、たとえ海を隔てて韓国に 援する全国運動の同志の皆さ と1047人解雇撤回闘争を支 いようともみなさんとともに 皆さんと私たちとの赤い闘争

じています。 精神は、綿々と流れていると信 同志のみなさん、健闘を祈り 必ず勝利

しましょう。 ます。最後まで闘い、



韓国鉄道労組のストライキ (2013年1 2月 ソウル駅前)

# 解雇撤回・JR復帰へ!闘いの新たな決意

# Rに法的責任あり! 採用やり直せ

# 最高裁〈不採用基準は不当労働行為〉を認定

### — 動労千葉争議団 —



高石正博 「不採用基準は分割・ 高石正博 「不採用基準は分割・ 民営化に反対する動労千葉など の組合員であることを理由とし の組合員であることを理由とし で、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不 しかし、国労の裁判では「不

行った直後だった。
10万筆を越え最高裁提出行動を「解雇撤回・JR復帰」署名が「解雇撤回・JR復帰」署名が

最高裁は、差し戻して不当労働行為を否定したかった。 を頂いた署名の力は本当に大き がった。あらためてお礼を言い かった。あらためてお礼を言い

これを跳ね返していきたい。せないためにも労働運動の力でも金を出せばいいんだ」と言わるの決定を受けて「解雇して

を行いました。――9月9日にJR東本社行動

明確に認定し「相当程度におい高石 最高裁が不当労働行為を

らこそ行動を起こした。に採用されるべきなんだ。だかた」と認めた以上はJR東日本

に及ぶとある。JR東日本の不会の行った行為は継承法人JR政革法の23条5項には設立委員数で明らかになっている。国鉄準をつくったことが井手の議事準をつくった行為は継承法人JRというできる。JR東日本の不



は12東日本 「可能性があっ 当労働行為なんだ。

#### 最後まで闘い続ける

書面が届いていますので紹介し 参加できていない争議団から

国鉄解雇(JR不採用)から29年になろうとしている。 ら20年になろうとしている。 でこられた動労千葉及び支援 でこられた動労千葉及び支援 の方々に対し敬意と感謝を申 し上げます。

高裁で不当労働行為と認定 しておきながら解雇撤回にな らないのは、どう考えてもお

り、安全が損なわれ、技術の労働者の立場が不安定になり、非正規職へ追いやられ、

継承が失われている。

助ガ千葉が今後も京職复帰ゆるブラック企業だ。を利用し利潤を追求するいわを利用し利潤を追求するいわ

以上解雇撤回まで闘います。以上解雇撤回まで闘うというのであれば、私もこの闘いについて行きた私もこの闘いについて行きた私もこの闘いについて行きた私もの不当労働行為が認定されたの不当労働行為が認定された。

#### JR復帰かちとる!

した闘いになります。 雇撤回闘争がJRを直接相手に――2016年は1047名解

高石 動労千葉は、外注化・非 高石 動労千葉は、外注化・非 で闘いの旗をおろさずJR復帰 を聞いの旗をおろさずJR復帰 を闘いの旗をおろさずJR復帰

のな新たな闘いの方向が出され的な新たな闘いの方向が出されいな新たな闘いの方向が出されると聞いています。国鉄闘争をを粉砕し、非正規・正規の壁をを粉砕し、非正規・正規の壁をを粉砕し、非正規・正規の壁をもいまとります。

## JR労働運動の新たな挑戦

国労小倉闘争団 羽廣 憲

を歴史に深く刻みました。 を得ないところに追い込みまし が「不当労働行為」を認めざる 違法・不法の極みであったこと た。分割・民営化の大量解雇が |闘、署名10万筆を達成した全 の力が結合して、最高裁判決 29年の不屈の闘いと弁護団の

れることは認められません。 きだしです。この判決を受け入 争を解体する支配者の意思がむ 異様さに怒りを感じる。国鉄闘 それだけは認めなかった。その かないからです。だが最高裁は、 す。その結論は「原職復帰」し ざるを得なかったことは重大で 新たな署名は、暴き出した国 最高裁が不当労働行為を認め

鉄分割・民営化の歴史的大罪に くらいつき、ここから日本の労

> ながることも明らかです。 家だけが肥え太る社会が生まれ 営化とはなんだったのか。私は 働者の現状を変える闘いです。 たのです。その道は戦争までつ 会が始まりました。1%の資本 いつも考えます。ここから今の |正規と貧困化の耐えがたい社 私の首を切った国鉄分割・民

変える新たな挑戦に踏み出す決 とJR労働運動の現状をつくり 者と合流し、内側からJR体制 である私たちがJRで働く労働 をつくり、韓国をはじめ全世界 労働者が胸を張って生きる社会 改憲、労働法大改悪と対決し、 誇りに思います。安倍の戦争と 合の結成に参画します。解雇者 労働者につながる闘いです。 (生をかけて闘ってきたことを 私は、国鉄九州動力車労働組 私たちは、この歴史的大罪と

し下さい。 うか全国のみなさん。力をお貸 動は、その大きな武器です。ど ことになります。新たな署名運 戻せ!」とストレートに訴える 当然、「国鉄解雇者をJRに

## 闘う動労総連合を全国へ

JRとの闘いはこれからだ

結した力をもってJR職場で 闘いぬいてきました。その団 とする動労総連合は、国鉄・ も闘いは継続しています。 分割民営化と30年にわたって 動労千葉、動労水戸を先頭



#### 被曝労働と対決

闘ってきました。 被曝に対して労働組合として 原発事故以降、放射能汚染と 動労水戸は3・11福島第

みました。 闘い、動労水戸のいる職場で たことに対してストライキで 列車の検査を強制しようとし は検査できない状況に追い込 2013年にはJRが被曝

る攻撃です。 原発再稼働に道を開こうとす 故を「なかったこと」にして 還を強制し、福島第一原発事 政府と一体になって住民に帰 けて列車を走らせることで きました。福島第一原発に向 磐線の全線開通をおし進めて JRは運行停止していた常

住民や原発事故避難者の強い がり闘ってきました。 幾度ものストライキにたち上 信頼と支持を呼びました。さ その闘いは、地域の労働者 動労水戸はこれに反対し

> らの労働組合を打ち立てる決 らに原発労働者や除染労働者 意に燃えて闘いを開始してい が動労水戸の闘いに触れ、 自

#### ライフが粉砕のスト

月から駅への配転を命じら われようとしています。 れ、3年もの間ハンドルを奪 転士の會澤さんは「ライフサ 年を獲得し、拡大しています。 イクル制度」によって16年2 動労水戸に加盟した青年運 動労水戸の闘いは職場の青

事をなめるな!」「ライフサ えています。 えば負けることはない」と訴 かった。労働者が団結して闘 に入ったことは間違いではな イクル粉砕のために動労水戸 た會澤さんは、「運転士の仕 3波のストライキを闘っ

#### 動労総連合を全国へ

盟しました。 が結成され、 動労福島、動労総連合・新潟 昨年は新たに動労神奈川、 動労総連合に加

闘いが前進しています。 と組織を拡大しよう」という 動労総連合の「全国に闘い

#### **☆国鉄闘争全国運動呼びかけ人**(故人含む)

阿部宗悦(女川原発反対同盟)

伊藤 晃 (日本近代史研究者)

入江史郎 (スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合委員長)

宇都宮理 (愛媛県職員労働組合委員長)

大和田幸治(全国金属機械労働組合港合同事務局長)

大野義文 (元安芸労働基準監督署長)

鎌倉孝夫(経済学者・埼玉大学名誉教授)

北原鉱治 (三里塚芝山連合空港反対同盟事務局長)

鬼頭宏一(島根大学名誉教授)

金 元重(韓国労働運動史研究家)

高 英男(全日本建設運輸連帯労組関西地区生コン支部副委員長)

河野晃興(自交総連 S K さくら交通労働組合執行委員長)

佐藤功一(元国労横浜支部執行委員・国労新鶴見操車場分会長)

**柴田和夫**(元日本交通労働組合委員長)

清水雅彦(日本体育大学准教授)

**鈴木達夫**(弁護士・法政大学弾圧裁判弁護団長)

清野和彦 (元福島県教職員組合委員長)

手嶋浩一 (元国労九州本部書記長)

高山俊吉(弁護士・憲法と人権の日弁連をめざす会代表)

中江昌夫 (元国鉄動力車労働組合副委員長)

中西五洲 (元全日自労委員長)

西田 節 (元総評オルグ・東部一般統一労働組合委員長)

葉山岳夫(弁護士・動労千葉顧問弁護団長)

花輪不二男(世田谷地区労働組合協議会顧問)

堀井克幸(札幌圏連帯労働組合執行委員長)

前嶋 登(富士地区労働組合会議議長•元全日建中央副執行委員長)

宮城盛光(沖縄県北中城村議・元全軍労牧港支部)

山村ふさ(元日教組書記次長)

山本弘行(動労千葉を支援する会事務局長)

**矢山有作**(元衆議院議員)

李 東碩 (広島大学総合科学研究科・准教授)

全金本山労働組合

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

ジャック・ヘイマン (ILWUローカル10元執行委員)

シンディー・シーハン

韓国民主労総傘下の主要な連盟・労組の代表32人

【発行】 国鉄分割・民営化に反対し、1047名の解雇撤回

闘争を支援する全国運動(国鉄闘争全国運動)

〒 260-0017 千葉市中央区要町 2 - 8 D C 会館

電話 043 (222) 7207

FAX 043(224)7197

メール doro-chiba@doro-chiba.org